

調査審議の経過

令和6年2月 法務大臣から法制審議会へ諮問
令和6年4月～令和7年5月 計20回の会議を実施
令和7年6月10日 中間試案取りまとめ

パブリック・コメントの経過

部会参考資料16-2

令和7年6月25日～8月25日 パブリック・コメントを実施

団体・個人から合計310件の意見（団体52件、個人258件）

法定後見の開始の要件及び効果等

【甲案】後見・保佐・補助の三類型を維持しつつ修正する案

- ・現実的で妥当な改正案であるとして賛成する意見
- ・成年後見人の包括的な代理権を維持することは自己決定を更に尊重するとの改正の理念に沿わないとして反対する意見

【乙1案】現行の補助と同様の類型に一元化する案

- ・自己決定を更に尊重するとの改正の理念に最も沿うとして賛成する意見
- ・判断能力を欠く常況にある者の保護に不足することや現行の補助相当の者には過度に広範な制限がされ得ることへの懸念から反対する意見

【乙2案】現行の補助の類型に判断能力を欠く常況の者の保護の類型を加える案

- ・過度な行為能力の制限を防ぎつつ、現行制度からの無理のない移行が可能であるとして賛成する意見
- ・保護者が広範な代理権を有する類型に対して、本人の自己決定を制約することや制度利用の動機となった問題が解消しても利用を終えられないという問題に対する解決にならないことから反対する意見

法定後見の終了

○ 法定後見の終了

判断能力が回復したときでなくても、保護する必要がなくなったときに法定後見を終了することに賛成する意見

○ 法定後見に関する期間

- ・期間満了によって保護の必要性和無関係に法定後見が終了することについて、慎重な検討を要するとの意見
- ・一定の期間ごとに保護者に本人の状況について報告義務を設け、報告の内容に照らして法定後見の要件がないと認めるときに終了することに賛成する意見

成年後見人等の解任（交代）等

○ 成年後見人等の選任

自己決定を更に尊重する観点から本人の意見を重視すべきであることを明確にすることに賛成する意見

○ 成年後見人等の解任（交代）

- ・現行の解任事由を維持する案に賛成する意見
- ・現行の解任事由を維持することでは不適切な成年後見人等を交代させたいとのニーズに対応できないことや成年後見人等の柔軟な交代に対応し得るようにすべきとの観点から新たな解任事由を設けることに賛成する意見

○ 成年後見人等の職務及び義務

成年後見人等が本人に必要な情報を提供し、本人の意思の把握に努めることを明確にすることに賛成する意見

成年後見人等の報酬

家庭裁判所が本人の財産の中から相当な報酬を与えることができるというルールを維持しつつ、成年後見人等が行った事務の内容が考慮要素であることを明確にする案について、保護者が行う事務の内容が広範かつ多岐にわたり、具体的な算定基準を設けることは困難との観点や、本人の資力等を機械的に考慮しないこととすべきとの観点から賛成する意見

任意後見人の事務の監督開始の申立権者

○ 申立権者の範囲

本人が任意後見契約の際に公正証書において指定した者を申立権者に加えることに賛成する意見

○ 申立義務

申立権者に申立義務を設けることに反対する意見